

障がい基礎年金・障がい厚生年金請求

無料相談会

その病気やケガ（がん、精神疾患、糖尿病、肢体、難病他）は「障がい年金」をもらえるかもしれませんよ！

障がい年金を受給するための要件

原則 65 歳前であること（例外あり）

- 1、病気ではじめて病院に行った日（初診日）が国民年金または厚生年金の被保険者期間中であること
- 2、保険料が納められていること
（国民年金の免除・納付猶予制度の手続きされている方も申請できます）
- 3、初診日から1年6カ月経過後（障害認定日）に1級、2級、3級の状態であること

障がい年金の額は？

年金額は、1級約97万円、2級は約78万円（子の加算あり）3級の場合には、最低保障額が約58万円（障害厚生年金のみ）障害厚生年金の場合には1級、2級で、報酬月額によって上乘せされる。

障がい者手帳とは違います

認定基準が違うため、障がい年金の等級にそのまま当てはめるわけではありません

健康保険の傷病手当金と一緒に受給できるの？

同一の障がい、障がい厚生年金を受給できる場合には、傷病手当金が調整されます

50才代の男性Aさんの例

退職して肺がんと確定診断されたが、会社に勤めていた時、かぜと思ひ病院に行った日が初診日と認められた。障害厚生年金2級に認定され、奥さんとお子さんの加算もついた。障害年金を受給しながら治療を続けておられます。

障がい年金に関するご相談をいただく中で「もっと早く知っていたら、本人や心配されているご家族はどれだけ救われたらだろうか」と考えさせられることが度々あります。

障がい年金の「困った、わからない」まずは無料相談を！



道沖祐子社労士事務所

安佐北区民文化センター 小会議室

7月4日(水) 8月1日(水) 時間 9:00~11:45

☎0826-52-3555 HP:<http://yuuko3.grrr.jp/>